# ハラスメント行為の例示について

ここに掲載する例示は、国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程第2条に規定するハラスメントの定義のみでは、どのような言動等がハラスメントに該当するかわかりにくいため、具体的なハラスメント行為を例示したものです。

この例示が全てのハラスメントを示しているものではありませんので、これに該当しないからハラスメントには当たらないとの判定基準を示したものではありません。

また、ここではセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、その他のハラスメントの三つに分類し例示を示していますが、これらが重なり合っている場合もありますので、便宜上の分類であることを了承してください。

#### ■ セクシュアル・ハラスメント

- 1. 性的要求への服従又は拒否を理由に就労、就学、教育又は研究上の利益又は不利益を与えること
- (1) 個人的な性的要求への服従又は拒否を、人事、労働条件の決定又は業務指揮に反映させること
- (2) 個人的な性的要求への服従又は拒否を、教育又は研究上の指導及び評価並びに学業成績等に反映させること
- 2. 相手が望まないにもかかわらず、就労、就学、教育又は研究上の利益又は不利益を条件として、性的誘いかけを行っこと又は性的に好意的な態度を要求すること
- (1) 人事権又は業務指揮権の行使、利益又は不利益の与奪等を条件とした性的働きかけをすること
- (2) 相手への性的な関心の表現を業務遂行に混交させること
- (3) 執拗又は強制的に性的行為に誘ったり、交際の働きかけをすること
- (4) 強引な接触及び性的な行為を行うこと
- (5) 性的魅力をアピールするような服装や振る舞いを要求すること
- 3 性的貢動、掲示等により不快の念を抱かせるような環境をつくり出すこと
- (1) 仕事の途中に、相手の性的魅力や自分の抱く性的関心にかかわる話題等で妨害するなど、正常な業務の遂行を性にかかわる話題、行為等で妨害すること
- (2) 性的な意図をもって、身体へ一方的に接近又は接触すること
  - ア 相手の身体を上から下まで長い間じろじろ眺め又は目で追うこと
  - イ 相手の身体の一部(肩、背中、腰、頬、髪等)に意識的に触れること
- (3) 性的な面で、不快感をもよおすような話題、行動及び状況をつくること
  - ア 相手が返答に窮するような性的又は下品な冗談を言うこと
  - アー相手が返合に躬するような性的又は下面な儿談を言うこと
  - イ 職場にポルノ写真、わいせつ図画を貼る等の扇情的な雰囲気をつくること
  - ウ 卑わいな絵画、映像、文章等を見ることを強要すること
  - エ 親睦会又は終業後の付き合い等で、集団で下品な行動をとること
  - オ 性に関する悪質な冗談やからかいを行うこと
  - カ 相手が不快感を表明しているにもかかわらず、その場からの離脱を妨害すること
  - キ 意図的に性的な噂を流すこと
  - ク 個人的な性体験等を尋ねること又は経験談を話したり、聞いたりすること
  - ケ 女件というだけで職場でお茶くみ、掃除、私用等を強要すること
  - コ 宴会等で隣りに座ることやお酌をすること、カラオケでデュエット等を強要すること
- (4) 異性一般に対する蔑視的な発言等を行うこと
  - ア 異性であるという理由のみによって、性格、能力、行動、傾向等において劣っているとかあるいは望ましくないものと決めつけること
  - イ 異性の主張や意見を、異性としての魅力に結びつけること
- (5) 悪意による、人格の評価を傷つけかねない性的表現をしたり、性的風評を流すこと
  - ア 特定個人の性に関する風評を流布すること
  - イ 異性の前で、他の異性との性的魅力の比較をすること。特にいずれかを悪く言うこと

### ■ ● アカデミック・ハラスメント

- 1. 研究の妨害を行うこと
- (1) 論文提出時に逸脱した条件を要求すること
  - ア 卒論や修論、博士論文の提出条件を十分に満たしているにもかかわらず、提出を許さないこと
- イ 行き過ぎたプレッシャーにより研究成果を要求すること
- (2) 研究チームから不当に排除すること
  - ア 当然加わるべき研究チームから理由なく排除すること
  - イ 研究室の他のメンバーに対して正当な理由なく関係を断絶させること

- (3) 研究活動を不当に制限すること
  - ア 実験や研究のための機器や設備を理由なく使用させないこと
  - イ 研究上の評価をする際に、恣意的に不当な評価を行うこと
  - ウ 研究発表活動 (論文や学会発表、その他の著述等) を不当に制限すること
- (4) 指導を拒否及び放置すること
  - ア 指導を求められても、理由なく指導をしようとしないこと
  - イ 指導教員の交替が制度上可能であり、正当な理由のもとに学生がそれを希望しても指導教員の指導から離脱させ に放置すること
- (5) 業績を搾取すること
  - ア 正当な理由なく論文著者や順序を変更すること
  - イ 研究業績を指導教員や他の者に変更するように圧力をかけること
  - ウ 個人的アイデアによって始まった未発表の研究を了解なく他の者に行わせること

#### 2. 就学や進路を妨害すること

- (1) 就学の権利を侵害すること
  - ア 授業中に人格をおとしめる言動や、教員の学説等に従わせようとする脅迫的な言動を行うこと
  - イ 成績の不当な評価を行う。あるいは評価に無関係な事柄を成績に結びつける発言をすること
  - ウ 求められた教育上の指導を正当な理由なく拒否すること
  - エ 常識的には不可能な課題達成を強要すること
- (2) 進路(進学・卒業・就職)を妨害すること
  - ア 個人的な感情から、奨学金や学術振興会特別研究員などの申請に必要な推薦書を書かないこと
  - イ 他の大学院を受験したいと希望しても、誓約書を書かせるなどして受験させないようにすること
- ウ 大学卒業後あるいは大学院修了後の進学・就職について、進路先における自分の影響力を示唆することで、本人 自由な音志決定を妨害しようとすること
- エ 卒業や論文審査について、自分の権限の範囲を逸脱した発言を行うこと
- オ 就職が内定した後に、内定先とのコンタクトをまったく認めないことなどにより就職を妨害すること
- 3. 研究室において不当に強制すること
  - ア 研究室に早朝から深夜までいることや、泊まりでの実験を強制すること
  - イ 休日を一切とらせないこと
  - ウ 研究室内の雑用をある特定の個人に集中してやらせること
  - 工 教育研究とは無関係な学外での私的交際を強要すること
- 4. 教育の妨害を行うこと
  - ア 正当な理由なく授業を担当させないこと
  - イ 教育上の評価をする際に、不当な評価を行うこと
- 5. 就労上の権利の侵害や業務の妨害を行うこと
  - ア 昇任や業績評価にあたって恣意的に不当な妨害を行うこと
  - イ 業務に関して著しく不公平・不当な評価を行う。あるいは、その種の発言によって脅威を与えること
  - ウ 勤務時間では不可能な、あるいは休日の作業が必要になるような逸脱した業務の達成を要求すること
  - エ 本来の業務以外の個人的な論文・原稿等の翻訳・英文校閲業務等を本人の同意なしに行わせること
  - オ業務に支障が出る程度に、指示決定を遅らせること
- 6. 身体・精神的暴力を加えること
  - ア 暴力をふるったり体罰を加えたりすること
  - イ 教育研究に関連して、名誉や人格を著しく傷つけるような発言をすること
  - ウ 不当な仲間はずれを行うこと
  - エ 何時間も問い詰めたり、拘束したりすること

## ■ その他のハラスメント

- 1. 酒が苦手で断っているにも関わらず無理矢理飲酒を強要すること
- 2. 虚偽のうわさを流したり、怪文書を配付すること
- 3. プライベートなことに執拗に介入すること

アカデミック・ハラスメントの分類と例示は「アカデミック・ハラスメント」防止等対策のための5大学合同研究協議 (北海道大学、東北大学、東京大学、東京工業大学、九州大学)が作成した「アカデミック・ハラスメント防止ガイドラーン ン作成のための提言」から引用させていただきました。